

50. 昭和32年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針等について

〔諮問〕

31企第105号

昭和31年12月10日

日本学術会議会長 殿

科学技術庁長官

日本学術会議に対する諮問について

標記の件について、別紙写のとおり文部事務次官から、貴会議に諮問方依頼があったので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本件は第4回科学技術審議会の議を経ていることを申し添える。

⑤

文大研第776号

昭和31年11月15日

科学技術庁次長 殿

文部事務次官 田中義男

日本学術会議に対する諮問について（依頼）

日本学術会議に対し、日本学術会議法第4条の規定に基き、下記のとおり諮問していただきたいので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 昭和32年度文部省予算のうち、「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針について御意見を承りたい。
2. 上記経費の配分審査に当る昭和32年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員候補者を御推薦願いたい。

〔答申〕

庶発第29号

昭和32年1月18日

科学技術庁長官 宇田 耕一 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

昭和32年度文部省学術奨励審議会科学研究費等分科審議会委員  
候補者の推薦について

〔昭和31年12月10日付31企第105号による諮問に対  
する第1次答申〕

標記のことについて、別紙名簿のとおり候補者を推薦します。

なお、諮問の第1項については、当会議研究費委員会で検討中であるので、その結論を得次第、当会議の意見を答申します。

注) 昭和32年度文部省科学研究費等分科審査会委員候補者名簿  
は省略

[答申2]

庶発第202号

昭和32年3月30日

科学技術庁長官 宇田耕一 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

昭和32年度文部省予算のうち、「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針について

〔昭和31年12月10日付31企第105号による諮問に対する第2次答申〕

標記のことについて諮問のあった事項のうち、第1次答申の際留保した第1項について、本会議研究費委員会で審議し、本会議第125回運営審議会（3月25日開催）の議を経て、下記のとおり答申します。

#### 記

第1. 昭和32年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の配分に関する基本方針は、次のとおりとすること。

##### 1. 研究費全般について

- (1) 研究課題は、慎重に検討して重点的に採択すること。
- (2) 研究員は、研究者が、その研究に対して責任をもって研究を実施し、研究成果をあげうる額を配分すること。

##### 2. 個々の研究費について

- (1) 総合研究は、特に総合的かつ有機的に研究することによって、成果が期待できる研究に限って採択すること。

採択課題数は330程度とする。

放射線総合研究は、放射線障害に関する基礎的研究（放射線の測定、放射能汚染除去、放射線の生物に対する影響ならびに放射能症の治療など）および放射線利用に関する基礎的研究（放射線照射による化学反応の促進、品質改善品種改良、食品の殺菌、防腐ならびに治療など）を対象と

する。この総合研究は、本年度をもって研究が取りまとめられるよう配慮する。

癌総合研究は、癌に関する基礎医学的ならびに生物学的研究を対象とする。

- (2) 機関研究は、特定の設備をし、あるいは備品を購入することによって特色のある研究が格段に進展されるようなものに限って採択すること。

原子力機関研究は、核反応、原子炉（設計、材料ならびに装置）、核燃料、計測、放射線（障害ならびに利用）など原子力に関する基礎的研究を対象とする。

化学機関研究は、特に国民生活の改善、本邦資源の高度利用、産業界で要望されている諸問題の解決等に直接役立つことを目的とする研究で、基礎となる研究の成果の累積があつて、ここで更に研究を発展させることにより、その成果が実用につつまれる可能性をもつ研究を対象とする。

- (3) 各個研究は、個人の創意による研究がこの研究によって実を結ぶようなものに限って採択すること。

採択課題数は1, 000程度とする。

なおこのほか、昭和32年度は、研究歴の若い研究者の育成等についても考慮すること。

- (4) 科学試験研究は、応用的研究のうち基礎的段階にあるもので、短期間に具体的成果があがる見込のあるものに限って採択すること。

採択課題数は420程度とする。

- (5) 輸入機械購入費補助金については、昭和31年度と同様の運営によること。

- (6) 研究成果刊行費補助金は、昭和32年度から学会誌、学術図書、研究抄録誌の3つに区分し、次の方針によって運営すること。

(イ) 学会誌については、わが国においてその専門分野を代

表しうるもののうち、原則として国際学術交流に寄与するものに重点をおくこと。

(ロ) 学術図書については、学術的価値高く、かつ市販性の乏しいもののうち、特に国庫補助によらなければ刊行の見通しの得られないものに限って採択すること。

(ハ) 研究抄録誌については、わが国においてその専門分野を代表しうるもののうち、特に育成進展を図る必要のあるものに限って採択すること。

第2. 科学研究費交付金等の各部門への配分は、次のとおりとすること。

1. 科学研究費交付金のうち、総合研究ならびに各個研究の配分額

(単位：千円)

部	総合研究	各個研究	計
部にまたがるもの	13,400	—	13,400
1	34,530	20,910	55,440
2	5,480	4,000	9,480
3	10,360	5,430	15,790
4	44,640	35,190	79,830
5	33,200	55,560	88,760
6	21,650	29,800	51,450
7	51,700	43,880	95,580
その他	1,040	230	1,270
小計	216,000	195,000	411,000
放射線	30,000	—	30,000
癌	15,000	—	15,000
計	261,000	195,000	456,000

緊急な研究に対する保留 1,000千円

2. 科学研究費交付金のうち、機関研究の配分額

(単位：千円)

一 般	211,500
原 子 力	125,000
化 学	125,000
計	461,500

保留 3,500千円

3. 科学試験研究費補助金の配分額

(単位：千円)

部	配 分 金 額
1 (工 学)	80,620
2 (農 学)	25,230
3 (医 学)	39,150
小 計	145,000
4 (社会科学)	15,000
計	160,000

4. 研究成果刊行費補助金の配分額

(単位：千円)

区 分	配 分 金 額	
学 会 誌	10,000	
学 術 図 書	17,700	{ 人文科学 13,000 自然科学 4,700
研 究 抄 録 誌	7,300	
計	35,000	